

令和2年第3回定例会

江東区教育委員会会議録

令和2年3月27日（金）

江東区教育委員会

令和2年第3回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和2年3月27日（金）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和2年3月27日（金）午前11時08分
- 3 開会場所 江東区役所
- 4 出席委員 岩佐哲男（教育長）、橋本俊雄（教育長職務代理者）、進藤孝、眞貝裕利子、鈴木清人
- 5 出席職員 武越教育委員会事務局次長、
岩井教育委員会事務局参事 庶務課長事務取扱、
谷川学校施設課長、太田整備担当課長、大町学務課長、
伊藤指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、
堀越教育支援課長（教育センター所長兼務）、
池田地域教育課長、栗原江東図書館長、
岩崎青少年課長
- 6 議題
 - 日程第1 議案第14号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 - 日程第2 議案第15号 江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
 - 日程第3 議案第16号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
 - 日程第4 議案第17号 江東区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することができる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則
 - 日程第5 議案第18号 江東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
 - 日程第6 議案第19号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 - 日程第7 議案第20号 江東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
 - 日程第8 議案第21号 江東区教育職員等の業務量の適切な管理に関する規則
 - 日程第9 議案第22号 江東区立学校事務職員の職務に関する規程
 - 日程第10 議案第23号 江東区青少年委員設置に関する規則の一部を改正する規則

7 報告事項

- (1) 令和2年第1回区議会定例会（教育委員会関係）について
- (2) 令和2年度における学校閉序日の実施について
- (3) 令和元年度江東区立中学校及び義務教育学校（後期課程）生徒進路状況について

- (4) 令和元年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果について
- (5) 江東区不登校総合対策の改定について
- (6) 退職に係る校長の職務代理について
- (7) 令和2年度SNS教育相談の実施について
- (8) 江東区地域学校協働本部事業実施要綱（案）の策定について

8 協議事項

- (1) 江東区立学校教科用図書採択に係る基本方針について

9 審議概要

岩 佐 教 育 長 それでは、おはようございます。ただいまより令和2年第3回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員をご指名いたします。進藤委員、眞貝委員にお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

日程第1 議案第14号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第14号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則。

上記の議案を提出する。令和2年3月27日。提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

岩 井 庶 務 課 長 それでは、議案第14号 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について、ご説明いたします。資料は1になりますので、ごらんください。

本件は労働基準法の改正に伴いまして、職員別給与簿の保存年限を5年に改めるものでございます。

これまでの労働基準法では、賃金台帳などの書類保存義務を3年間としていたところですが、民法における債権の消滅時効が改正されることに伴いまして、5年間に延長されました。

この改正を踏まえ、本規則において定められている職員別給与簿の保存年限も同様に3年から5年間に改正するものでございます。

なお、経過措置として、労働基準法改正と同様に、当分の間3年間としてございます。施行日は令和2年4月1日です。

以上、簡単ですが、議案の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

岩 佐 教 育 長 それでは、本案について質疑をお願いします。よろしいでしょうか。
(「はい」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長 お諮りいたします。日程第1について、原案のとおり決定することに
ご異議ございませんでしょうか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長 ご異議ありませんので、これを決定いたします。
続いて、日程第2 議案第15号 江東区立幼稚園教育職員の期末手
当に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。
本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第15号 江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一
部を改正する規則。

上記の議案を提出する。令和2年3月27日。提出者、江東区教育委
員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、
本案を提出します。

岩 井 庶 務 課 長 では、議案第15号 江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規
則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。資料は2になりますので、ごらんください。

まず、1点目の改正は、令和2年度から会計年度任用職員制度導入に
伴う改正となります。この改正は、幼稚園教育職員であった者が期末手
当の算定基準日前1カ月以内に退職し、引き続いて会計年度任用職員と
なった場合、それぞれの制度の期末手当対象となってしまうことを防ぐ
ため、幼稚園の教育職員として支給対象から除外する旨の規定の新設と
いうことになります。

2点目の改正は、平成21年の制度改正により、無給の妊娠婦休養職
免を欠勤等日数に算定しない取り扱いとなっていましたが、規定上、
欠勤等日数の対象とされているため、対象から除く規定整備となります。

1点目の改正の施行日は、令和2年4月1日とし、2点目の改正施行
日は公布の日からとしております。

以上、簡単ですが、議案の説明といたします。ご審議のほどよろしく
お願ひいたします。

岩 佐 教 育 長 それでは、本案について質疑をお願いします。よろしいですか。
(「はい」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長 お諮りいたします。日程第2について、原案のとおり決定することに
ご異議ございませんでしょうか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 ご異議ありませんので、これを決定いたします。
続いて、日程第3 議案第16号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。
本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第16号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則。
上記の議案を提出する。令和2年3月27日。提出者、江東区教育委員会。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

岩井庶務課長 議案第16号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。資料3をあわせてご覧ください。
この規則の改正は、昨年11月26日に、人事委員会勧告に基づきまして、江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正において、職員の12月支給の勤勉手当を6月支給分も含めて、0.15月引き上げることでご審議をいただいたところでございますが、この引き上げ分を次年度は6月と12月に振り分けるための支給月数を0.075月分、再任用職員については0.05月分を引き下げる改正となります。

施行日は令和2年4月1日となってございます。
まことに簡単ですが、議案の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

岩佐教育長 本案について質疑をお願いします。よろしいですか。
(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 お諮りいたします。日程第3について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 ご異議ありませんので、これを決定いたします。
続いて、日程第4 議案第17号 江東区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。
本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第17号 江東区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則。
上記の議案を提出する。令和2年3月27日。提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、
本案を提出します。

岩井庶務課長 議案第17号 江東区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。資料4をあわせてごらんください。

本件は新型コロナウイルス感染症対策により、人事委員会規則が改正されたことに伴う改正となります。この改正は、職員が新型コロナウイルスに罹患の疑いがある場合に、服務上、有給休暇となる事故欠勤とする取り扱いに対応するための改正となってございます。

施行日は令和2年3月2日からとしてございます。

簡単ではありますが、議案の説明となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

岩佐教育長 本案について質疑をお願いします。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 お諮りいたします。日程第4について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 ご異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第5 議案第18号 江東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第18号 江東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則。

上記の議案を提出する。令和2年3月27日。提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、
本案を提出します。

岩井庶務課長 資料5をごらんください。議案第18号 江東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

事務局の処務規則では、事務局各課がとり行う事務内容を規定しておりますが、このうち地域教育課の事務処理内容に変更が生じたため、規則の一部を改正するものとなっております。

まず、改正の理由でございます。区の放課後事業は、現在、学童クラブ事業ときっずクラブ事業の2つの事業に区分し行っておりますが、平成31年3月に策定しました江東区放課後こどもプランでは、令和2年4月1日から既存の学童クラブを区立小学校の外の施設のきっずクラブ

として位置づけることになりました。このことに伴いまして、学童クラブ事業をきつずクラブ事業に統合いたしますので、この旨、所要の規定整備を行うものとなってございます。

次に、改正の概要です。2ページ、裏面になりますが、新旧対照表7条のところに、放課後支援係の第1号におきまして、学童クラブ事業の文言を削除することといたします。

1ページ目にお戻りください。最後に、施行期日は令和2年4月1日といたします。

説明は以上でございます。審議のほど、よろしくお願ひいたします。

岩佐教育長 本案について質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 お諮りいたします。日程第5について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 ご異議ありませんので、これを決定いたします。

続いて、日程第6 議案第19号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第19号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則。

上記の議案を提出する。令和2年3月27日。提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

伊藤指導室長 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、説明させていただきます。資料6をごらんください。

今回の改正は全部で4点あります。

1点目として、会計年度任用職員制度の導入に当たり、会計年度任用職員から引き続いて幼稚園教育職員に任用された場合に、会計年度任用職員の年次有給休暇に加えて、幼稚園教育職員での付与日数を加える旨の改正を行います。

2点目として、臨時の任用職員が引き続き任用された場合の年次有給休暇の付与日数について改正を行います。

3点目として、幼稚園教育職員のうち臨時に任用された職員について、引き続き臨時に任用された場合または任用期間が更新された場合

に、年次有給休暇の繰り越しができるよう改正を行います。

以上、3点については、地方公務員法の法律及び特別区の現行の条例及び条例施行規則等々の整合性を踏まえ、改正するものであります。

4点目として、江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第19条の2の新設に伴う業務量の適切な管理等に係る具体的な上限等を規則で定めたものであります。これは持続可能な幼稚園教育の中で、効果的な教育活動を行うため、園における働き方改革を推進するため行うものであります。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

岩佐教育長 それでは、本案について質疑をお願いします。よろしいでしょうか。
(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 お諮りいたします。日程第6について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 ご異議ありませんので、これを決定いたします。
次に、日程第7 議案第20号 江東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第20号 江東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則。

上記の議案を提出する。令和2年3月27日。提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

伊藤指導室長 江東区立学校の管理運営に関する規則の一部改正についてを説明いたします。資料7をごらんください。

改正点は2点です。

1点目は、栄養教諭の上位職の設置に伴う改正です。栄養教諭の上位職である主任栄養教諭及び主幹教諭（栄養）を設置し、人材育成の強化及び食育推進体制のさらなる充実を図るとともに、栄養教諭の職の魅力を高め、より一層の人材活用を推進していくことです。

2点目は、一部改正に伴う文言整理です。主任栄養教諭及び主幹教諭（栄養）の規程の新設に伴い、従来の栄養教諭の職に関する規程の文言を学校教育法に基づき一部改正します。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

岩佐教育長 本案について質疑をお願いします。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長 お諮りいたします。日程第7について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長 ご異議ありませんので、これを決定いたします。

続いて、日程第8 議案第21号 江東区教育職員等の業務量の適切な管理に関する規則を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第21号 江東区教育職員等の業務量の適切な管理に関する規則。

上記の議案を提出する。令和2年3月27日。提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

伊藤指導室長 それでは、江東区教育職員等の業務量の適切な管理に関する規則について説明をさせていただきます。資料8をごらんください。

昨年12月に、いわゆる給特法が改正されました。これに伴い、都条例の改正が行われ、区教育委員会におきましては、教育職員の在校時間等の上限に関する方針を教育委員会規則等において定めることになりました。

3、規則の概要をごらんください。在校時間から所定の勤務時間を除いた時間を1カ月の時間外在校時間等について45時間以内、1年間の時間外在校等時間について360時間以内とすることです。

4、サービスを監督する教育委員会が講すべき措置をごらんください。教育委員会においては、在校時間等の上限に関する方針を規則で定める、在校時間をICTの活用等により客観的に計測する、休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規則を遵守する、教育職員の健康及び福祉の確保を行う、在校時間の長時間化を防ぐための取り組みの実施を進めてまいります。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

岩 佐 教 育 長 それでは、本案について質疑をお願いします。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長 この在校時間45時間以下、年間360時間という、この規則に定める時間の実現に向けての取り組みの方向性みたいな、どんな認識をされていますか。

伊藤指導室長 今回、ICTによる勤務管理ということについて、教育委員会として推進してまいりたいと思っております。これにより教員が学校に来たと

き、また、勤務を終了したときということについて、確実に把握をしてまいります。

また、その後、超過勤務の内容についても、今後、精査をしまして、適切な振り替えができるようにということで進めてまいりたいと思います。

あわせて、その実施に伴いまして、教員の働き方の意識化、あるいは内容の効率化についても進めてまいりたいと思っております。

岩佐教育長 かなり厳しい目標になってくるんじゃないのかなという認識をしております。そういう意味で、今、室長から話があったような形で、ここをしっかりと、少しでもこれに近づけるような取り組みも大事になってくるのかなと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 それでは、お諮りいたします。日程第8について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 ご異議ありませんので、これを決定いたします。

それでは、続きまして、日程第9 議案第22号 江東区立学校事務職員の職務に関する規程を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第22号 江東区立学校事務職員の職務に関する規程。

上記の議案を提出する。令和2年3月27日。提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

伊藤指導室長 それでは、江東区立学校事務職員の職務に関する規程について、説明させていただきます。資料9をごらんください。

学校事務職員は行政職としての立場から校長・副校長を補佐し、円滑な学校運営のために業務を遂行することに加え、職員会議や運営会議、各種行事等の準備への参加等を通じて、学校運営に積極的に参加することが求められています。

この規程を定めることにより、学校事務職員が分掌すべき職務を明示し、より一層学校経営に参画することで、学校における働き方改革に寄与することを目的としております。

2、留意点をごらんください。1点目、明示されている標準的な職務内容については、事務職員のみで実施するものではなく、教員と協力して実施するものがあること、2点目、分掌決定に当たっては、学校の状況を鑑み、校長は事務職員と検討し決めるここと、3点目、学校徴収金に

関する職務内容は、今後のシステム導入を考慮し、改めて通知等で職務内容を明示していくことになります。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

岩佐教育長 本案について質疑をお願いします。

鈴木委員 ちょっとといいですか。この学校徴収金というのは、今、何種類ぐらいあるんでしょうか。

伊藤指導室長 例えば給食費とか、あるいは教材費とか、こういった特に私費会計と言われるもの等が主に今回、事務職のほうにお願いするものとなっております。

岩佐教育長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 それでは、お諮りいたします。日程第9について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 ご異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第10 議案第23号 江東区青少年委員設置に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第23号 江東区青少年委員設置に関する規則の一部を改正する規則。

上記の議案を提出する。令和2年3月27日。提出者、江東区教育委員。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

岩崎青少年課長 議案23号についてご説明いたします。

青少年委員は、昭和40年に東京都から各区に移管され、区では非常勤職員として委嘱を行ってございます。

江東区では、青少年委員に関する条例や規則、要綱を昭和40年3月31日に定めており、また、青少年委員の職務や委嘱、任期などを定めた規則を教育委員会規則第1号として制定しております。

現在、校長会からの選出2名を含む、合計46名の青少年委員の方に活動していただいておりますが、今期、任期途中で体調を崩され、一時的に活動をお休みされた青少年委員の方がいらっしゃいました。その後、体調も回復され、活動を再開されておりますが、今回の件に関し、多く

の青少年委員の設置に関する規則には、青少年委員の解嘱及び報酬に関する規定が定められていないことから、今後もこのような事案が生じた場合に備え、解嘱及び報酬に関する明確な根拠規定を定める必要があるため、今回、規則の改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

岩佐教育長 それでは、本案について質疑をお願いします。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 お諮りいたします。日程第10について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 ご異議ありませんので、これを決定いたします。

なお、ここで、青少年課長につきましては、他の公務のため退席いたします。ご苦労さまでした。

それでは、これより報告事項に入ります。

報告事項1 令和2年第1回区議会定例会（教育委員会関係）についてを事務局より説明願います。

武越事務局次長 それでは、令和2年第1回区議会定例会（教育委員会関係）について、少々お時間をいただきまして、ご報告申し上げます。資料11をご覧ください。

第1回定例会は、2月19日の本会議で5名の代表質問が、翌20日の継続本会議で8名の通告による質問が行われまして、全体で45本の質問がございました。このうち教育関連では、資料に記載のとおり、5本の質問がありました。

質問と答弁の概要は資料記載のとおりですが、ここではポイントのみを述べさせていただきます。

まず1人目は、共産党の正保幹雄議員の代表質問で、教員の働き方について、長時間労働の実態や変形労働時間制、さらには教員の定数増と業務削減を求める質問ございました。

詳細な回答は記載のとおりですけれども、全体としては、教育委員会として教員の働き方改革はこれまで積極的に進めてきたが、今後もさらにしっかりと推進していく旨の答弁をしております。

2人目は、あたらしい・維新・未来会議の二瓶文隆議員の代表質問で、ネット依存症問題と教育現場におけるネットによるいじめやひきこもり対策についての質問でした。

回答は2ページの中段まで記載してございますけれども、特にネットによるいじめについては、道徳の時間やSNS学校ルール、家庭ルール等により、情報モラル教育を推進し、家庭と連携して予防の取り組みを進めていく旨の答弁をしております。

2ページの中段をごらんください。3人目は、公明党の磯野繁夫議員の通告質問で、学校図書館、特に中学校図書館の充実と区立図書館との連携についての質問でした。

回答は、学校司書を活用し、調べ学習等、生徒の図書に触れる機会の創出をしていくと。また、図書館との連携については強化していく旨の答弁をしたところであります。

4人目は、民政クラブのやしきだ綾香議員の通告質問ですが、2ページ下段から3ページにかけての記載のとおり、主に区立幼稚園の適正配置と、3歳児保育と預かり保育の全園実施を求める質問で、今後、最新の将来推計や保護者ニーズ等を踏まえながら、幼稚園のあり方方針の見直しの必要性も含め検討していく旨の答弁をしたところであります。

5人目は、無所属の中村まさ子議員の通告質問ですが、外国人の子供の就学・教育について、また、放射線副読本の配布の見直しを求める質問でしたが、全ての未就学の外国人の実態把握は困難だが、他自治体の取り組みを研究していく、また、日本語教育は今後充実を図っていく。放射線副読本は内容には問題なく、配布の見直しの考えはない旨の答弁をいたしました。

一般質問につきましては、以上でございます。

次に、特別委員会についてご報告いたします。

2月25日に、一般会計補正予算第4号を審査する令和元年度予算審査特別委員会が開催され、その翌日の2月26日から3月4日にかけまして、令和2年度予算を審議する令和2年度予算審査特別委員会が開催されました。

今回は予算審査の教育費の質疑の前に1時間ほどの時間が設けられまして、新型コロナウイルス感染症に係る本区の学校休校の措置等について報告したところであります。

区議会各会派の代表からさまざまな質問がありましたけれども、今回の学校やきっずクラブの対応等について、おおむねご理解をいただいたというところでございます。

その後の教育費の審査における質問につきましては、4ページから5ページに記載のとおり、各会派から合計13人の質問をいただきまして、それぞれ教育委員会事務局の担当課長が答弁をしております。

次に、文教委員会についてご報告いたします。5ページをごらんください。

1月31日の臨時の文教委員会は、きっずクラブの運営委託事業者の選定についての報告の後、文教委員と教育委員、事務局にて毛利小学校のプログラミング教育の実践を視察し、意見交換をいたしました。

次に、3月9日の文教委員会ですが、議題は記載の23点です。

まず議題1、議案第39号から議題3、議案第45号までの3件は、いずれも2月7日と18日に開催の教育委員会臨時会及び定例会でご審

議の上ご可決いただいたもので、教育センター等の使用料に関する条例と幼稚園教育職員の勤務に関する条例ですが、賛成多数で可決されました。

次に、議案4から議案20までは、いずれも継続審査となっている陳情、請願であり、状況に変化がないことから、引き続き継続審査しております。

次に、新規の陳情ですが、議題21、2陳情第6号、議題23、2陳情第10号はいずれも給食費の改定の中止を求める陳情ですが、前回改定から10年経過しており、その間の食材費の上昇や児童生徒の身体発育状況に基づく摂取基準値の上昇、さらには給食回数の増加による改定である旨説明し、継続審査となったところであります。

また、議題の22、2陳情第8号の4につきましては、使用料の改定に反対する陳情でしたが、改定については、本委員会の最初の議題1と議題2の審議で既に可決をしていただいておりましたので、本陳情は、その場で直ちに不採択となっております。

議題につきましては、以上でございます。

次に、2、報告事項についてです。報告事項は資料に記載のとおり、11点ございますが、いずれも教育委員会にてご報告した案件ですので、説明は省略させていただきます。

長くなりましたが、第1回区議会定例会の報告とさせていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染症への教育委員会の対応につきましては、委員の皆様には、その都度、電話や資料の送付によりまして情報提供しているところであります。今後も速やかに状況の報告をさせていただきますけれども、本委員会においても、次回からは報告事項として改めてそれまでの状況、対応を報告し、ご意見をいただきたいと存じますので、よろしくお願ひしたいと思います。

現在のところの対応といたしましては、春休み、入学式、始業式までの対応等についての校園長宛ての通知を教育委員会の資料に同封してごらんをいただいているというところでございますけれども、現時点で何か不明な点やご質問等がございましたら、先ほどの定例会の報告事項とあわせてご意見をいただければと存じます。

以上でございます。

岩佐教育長 本件について質疑をお願いします。今お話をありましたように、コロナのことについてもご意見、ご質問等ありましたら、いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 それでは、本報告を終了いたします。
続いて、報告事項2 令和2年度における学校閉庁日の実施についてを説明願います。

岩井庶務課長

では、令和2年度における学校閉庁日の実施について、資料に沿ってご説明いたします。資料12をごらんください。

初めに、目的ですが、平成30年度から実施している学校閉庁日も実施を重ねるたびに学校現場で定着化してまいりました。令和2年度におきましても学校閉庁日を実施することで、教員が休暇を取得しやすい勤務環境を整えるとともに、教員全体の働き方改革への意識改革を図り、在校等時間の縮減を促進する考えでございます。

2、概要ですが、（1）実施期間は、令和2年8月11日火曜日から14日金曜日の4日間といたします。10日月曜日が山の日、祝日ですので、前後の土日と合わせますと、例年と同規模程度の実施ということになります。

（2）対象学校、（3）対象者は記載のとおりでございます。

（4）実施方法はこれまでと同様ですが、簡単に述べさせていただきます。学校閉庁日の位置づけは、年次有給休暇や夏季休暇の取得を促す期間であること、また、②、学校閉庁日では学校の門扉を閉門し、基本的に外部対応は行わないほか、③、学校では留守番電話を設定し、緊急連絡等は教育委員会で対応すること、④、部活動は原則として休養日とし、⑤、施設開放や体育館の貸し出しは原則実施しないこととしてございます。

次に3、区民等への周知についてですが、保護者や学校利用者に対しては、（1）にありますように、学校だよりなどによりお知らせいたします。また、（2）、こうとうの教育7月11日号による、全区民に対してお知らせするほか、（3）、区役所内で開催される庶務担当課長会で全庁的に周知し、関係部門に対し協力を依頼する予定でございます。

最後に4、その他ですが、1点目、江東きっずクラブは通常どおり実施いたします。2点目、文書交換便は送受ともに休止する予定です。3点目、本件の対象者は教員ですので、教員以外の用務主事や警備職員、事務主事等は通常勤務といたします。

令和2年度予算では、プールの水質管理、塩素投入、ろ過器操作など、2回となったところですが、これを1回増やして3回目に拡充することで予算づけがなされました。教員が休暇を連続して取得しやすい環境を整えたところでございます。学校閉庁日が効果的に活用されるよう、引き続き取り組んでまいります。

報告は以上でございます。

岩佐教育長

それでは、本件について質疑をお願いします。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

岩佐教育長

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項3 令和元年度江東区立中学校及び義務教育学校（後

期課程) 生徒進路状況についてを説明願います。

伊藤指導室長

それでは、令和元年度江東区立中学校卒業生徒進路状況について、ご報告いたします。資料13をごらんください。

本日は、都立高校の第二次募集の合格発表がありました3月16日現在の今年度の江東区立中学校卒業生徒の進路状況についてのご報告となります。

令和元年度の中学校の卒業生の在籍者数ですが、男女合計で2,749人となっております。

まず、進路決定者ですが、2,749人中2,731人で、3月16日現在の進路決定者割合は99.3%となっております。これは昨年同期より0.3%高くなっています。

次に、未決定者についてです。3月16日現在の進路未決定者割合は0.7%であり、昨年同期より0.3ポイント減っております。未決定者18人のうち14人が進学希望です。

なお、進路未決定者のうち、就職希望・その他となっている生徒は4人で、昨年度より9人減っております。今後、都立定時制の第二次募集があり、現在の未決定者も進学先が決まっていく予定であります。各学校におきましては、一人一人の生徒の進路が決定するまで丁寧な指導に努めております。

なお、4月の定例会におきまして、3月31日現在の卒業生の進路状況を再度ご報告いたします。

報告は以上でございます。

岩佐教育長

それでは、本件について質疑をお願いします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項4 令和元年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果についてを説明願います。

伊藤指導室長

それでは、令和元年度東京都児童・生徒体力・運動能力調査の結果について、ご報告いたします。資料14をごらんください。

江東区長期計画(後期)の指標との比較をごらんください。

まず、投力です。小学校はソフトボール投げ、中学校はハンドボール投げを実施した結果について、全国を100としたときの江東区の値を示しております。小学校は88.4で1.3ポイントの上昇、中学校は97.5で0.1ポイントの上昇となっております。

次に、持久力です。小学校は20メートルシャトルラン、中学校は持久走、男子1,500メートル、女子1,000メートルを行っております。小学校は87.9で、0.5ポイントの上昇、中学校は95.9で、0.

3 ポイントの上昇となっております。

ここで、資料14に添付しておりますA3判の種目ごとの結果の資料をごらんいただきたいと思います。

表面が小学生の結果です。男子は8種目中4種目で都の平均を上回り、女子は8種目中5種目で都の平均を上回りました。男女とも20メートルシャトルランは昨年度、都の平均を下回っていましたが、今年度は上回ることができました。

裏面の中学生の結果をごらんください。男子は8種目中3種目で、女子は8種目中7種目で都の平均を上回りました。男女ともに握力、ハンドボール投げは3年連続で都の平均を上回ることができました。

それでは、資料14にお戻りください。2、生活・運動習慣等調査の結果の概要をごらんください。数字が赤くなっているのは、国、都とともに上回ったもの、下線が引いてある数字は、国、都のどちらかを上回ったものです。また、赤い丸がついているのは、昨年度を上回ったものとなっております。運動が好き、体育が楽しいと回答している割合は、小中学生男女とも国や都を上回るものが多く、江東区は運動が好きで体育が楽しいと感じている児童生徒が比較的多いと言えます。

次に3、結果の考察として、体力向上のポイントをまとめました。項目の3点について、各校における授業改善につなげていきたいと考えております。

4に、体力向上に向けた本区の取り組みを記載いたしました。

(1) の体力スタンダードの定着に向けた授業改善では、体育の授業の最初に取り組む小学校のわくわくタイム、中学校のウォームアップタイムも体力調査の結果の向上の1つの要因であると考えられます。

また、(9)の親子キャッチボール教室の実施なども子供たちの体力向上に着実につながってきていると考えております。

ご報告は以上でございます。

岩佐教育長 それでは、本件について質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項5 江東区不登校総合対策の改定についてを説明願います。

伊藤指導室長 それでは、江東区不登校総合対策の改定について、ご説明いたします。資料15をごらんください。

まず、改定の経緯についてです。左上のボックスをごらんください。江東区不登校総合対策を改定することになった背景としましては、教育の機会の確保等の法律が公布され、文部科学大臣が基本指針を示したこ

と、文部科学省の通知で、不登校児童生徒への支援は学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒がみずからの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことが必要であることなどを改めて示したことがあります。

右上のボックスをごらんください。江東区の現状や課題から見ますと、不登校の要因や背景は多様化・複雑化しており、本区の児童生徒の不登校者数は増加傾向にあること、教育相談、ブリッジスクール、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーによる相談支援体制の一層の連携強化が求められること、ブリッジスクール等でのＩＣＴを活用した学習支援の充実や民間施設等との連携強化が必要となっていることが挙げられます。

本区におきましては、中央のボックスにお示しさせていただきました不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方を踏まえ、不登校児童生徒への支援の一層の充実を図ることが求められております。

下段のボックスをごらんください。初めに、未然防止の取り組みをごらんください。不登校担当者連携会、不登校未然防止連絡会等の充実、いじめ防止対策の徹底については、これまでと同様に取り組みを進め、新たに、心の教育の充実、学習状況等に応じた指導・支援の実施、保幼小中連携教育の推進を位置づけ魅力ある学校づくりに向けた取り組みを推進してまいります。

続いて、早期支援の取り組みをごらんください。適切なアセスメントと支援の充実に向けた取り組みとして、校内委員会の充実に向けた各校の取り組みを着実に進めるとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用、教育相談体制の充実を通して早期支援につなげてまいります。

学校復帰・自立支援の取り組みをごらんください。教育センターにおいて相談員、スクールソーシャルワーカー、心理士、指導主事等による関係者会を実施するなどして、それぞれの専門的な知見を生かして、個々のケースに応じた対応策を検討してまいります。また、多様化・複雑化する不登校の要因に対応するため、関係機関との連携の充実を図り、迅速・的確な支援につなげてまいります。ブリッジスクールにつきましては、次年度、相談学級にかわり、南砂中学校にブリッジスクールを新設し、学習支援、相談活動の充実を図ってまいります。また、ＩＣＴ環境の整備についての検討を進めてまいります。

説明は以上でございます。

岩 佐 教 育 長 本件について質疑を願います。

眞 貝 委 員 今現在の児童生徒の不登校数を教えていただきたいんですが。

伊藤指導室長 不登校という概念に当てはめたときの数は、区内でおよそ500名ほどということになっております。小中合わせてです。

岩佐教育長 ほかにはよろしいでしょうか。この2次の総合対策に基づいて、今後進めていくという形になります。それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項6、退職に係る校長の職務代理についてを説明願います。

伊藤指導室長 それでは、退職に係る校長の職務代理についてご報告いたします。資料16をごらんください。

退職に伴う有明西学園、本多健一朗校長の不在期間である3月31日の1日間について、福田克彦副校長が校長の職務代理を行います。このことに関しましては、学校教育法第37条6項に規定された、副校長は、校長が欠けたときはその職務を行うによるものです。

報告は以上でございます。

岩佐教育長 本件について質疑をお願いします。よろしいでしょうか。それでは、以上で報告を終わります。

続いて、報告事項7、令和2年度SNS教育相談の実施についてを説明願います。

堀越教育支援課長 それでは、令和2年度SNS教育相談の実施についてご報告申し上げます。資料17をごらんいただきたいと思います。

1の目的ですが、いじめ、不登校等、さまざまな悩みを抱えながらも誰にも相談できない生徒に対して、SNSを活用した教育相談を実施し、問題の深刻化を未然に防止してまいりたいと考えております。

2の実施経緯でございます。令和元年度の実施を受けまして、2回以上相談してきたリピーターの生徒が半数いたことなどの結果から潜在的なニーズがあることが判明いたしました。これらの生徒とのつながりを維持しながら継続的な相談を進めていく必要があると考え、年間を通して実施することとしてまいります。

3の実施概要でございます。対象については、区内の中学校・義務教育学校（後期課程）の生徒（約8,000名）を対象に、実施期間につきましては、予定として令和2年4月13日（月）から翌3年3月29日（月）まで実施してまいります。毎週月曜日の午後5時から午後9時という間で設定してまいります。

なお、子供たちの悩みが深まる時期とされております夏休み明けの期間につきましては、夏休み明け1週間前から夏休み明け1週間後の15日間については毎日実施してまいりたいと考えております。

4の周知方法でございますが、学校及び保護者宛てに通知文を配布す

るとともに、対象生徒にはQRコード入りの案内カードを配布してまいります。長期休業に入る前のタイミングで渡します。必要のない子はどうも処分してしまうということも調査でわかつておりますので、繰り返し渡すという形で今年度配ってまいりたいと考えているところでございます。友だち登録等の実施の仕方は、今年度と同じ形で来年度も実施してまいります。

以上でございます。

岩佐教育長 それでは、本件について質疑を願います。

橋本委員 これ、毎週月曜日というのは、何か意味があつてですか。

堀越教育支援課長 今年度の実施及び他の自治体での実施を受けまして、どうしても相談件数が多いのが、毎週金曜日と月曜日になります。特に中学生については月曜日が多いということが傾向でわかつておりますので、そこで一旦受けて、1週間後にまた受けられるようにしております。

橋本委員 ありがとうございます。

鈴木委員 これは、予算はどのぐらい見ていらっしゃるんでしょうか。

堀越教育支援課長 元年度の単期の予算が260万でしたが、次年度につきましては増額をいたしまして960万円で実施になってございます。

岩佐教育長 よろしいですか。ほかには。よろしければ本報告を終了いたします。
続いて、報告事項8、江東区地域学校協働本部事業実施要綱（案）の策定についてを説明願います。

池田地域教育課長 それでは、私からは、江東区地域学校協働本部事業実施要綱の策定についてご説明します。資料18をごらんください。

現在、地域が学校を支える仕組みとして学校支援地域本部がありまして、そこでは学校のさまざまな任務に対して地域の力をもつて支援しておりますが、この仕組みが来年度から区の要綱に基づく組織として地域学校協働本部へと改組いたします。しかし、改組してもこれまでの役割を含め、今度の展開についても現在の仕組みを引き続き維持しております。

一方で、着目願いたいのは、この事業名称にあるとおり協働を意識した対象になりますので、まずはこの旨ご承知おき願います。

本日の委員会では、改めてこの制度をご理解いただくことを主眼にして、添付している別紙2、A3判の資料を中心にご説明させていただき

ます。

まず、地域学校協働本部という名称です。その下にありますように、地域と学校が協働しながら子供の成長を支える体制のことを言い、このフレーズの協働こそが新たな制度のポイントになります。この協働は、子供たちの成長を支えるという同じ目的のために、地域の団体や人々、そして学校を含めみんな皆で協力し、また、時には補い合いながらさまざまな共通の課題に取り組むことで、この姿が協働本部になります。

それでは、改めて現在の仕組みである図の左、学校支援地域本部についてご説明します。

現在の学校を支援する仕組みとして、学校のため、子供たちのため、さまざまな活動をする個人や団体があります。しかし、現状として、それぞれ独立して活動していることもあります。手伝ってくれる人を求める人や、課題や問題の解決のための相談相手がないなど、地域によって実情は異なりますが、特定の個人や団体に負担がかかる自治体も多々見受けられます。つまり、このことは、下のフレーズにもありますように、地域の団体や個人がそれぞれ独立して活動する学校支援ということがある意味マイナスの側面も一部あるという、これが否めない状況もございます。

このような状況に対し、右の図が地域学校協働本部の体制になります。改めて着眼点は協働ということになります。イメージしやすいように色で区分してございますが、例えば黄色のサークル、このカテゴリーは学習支援です。団体活動としては、ウィークエンドスクールのような体験型学習や土曜放課後学習支援のような活動もあり、これらの活動は現在、個々に独立して活動しています。また、そのほかに読み聞かせや郷土歴史の学習など個人単位で行う学習支援活動もあります。

このような活動は、子供たちへの学習支援活動と大きくくくることができますが、現状としていたしましては、主催者側の視点としては、左の図の学校支援地域本部の吹き出しのような課題や悩みもございます。

これを右側の協働本部では、コーディネーターがまとめ役として、子供たちの成長を支えるため、地域の団体や人々との連携を主眼に、束ねながら協働体制を築いていくこととなります。

ここで下の図のコーディネーターの欄をごらんください。このコーディネーターは、それぞれの活動ごとに団体や個人をつなげるまとめ役であり、また、そのほかに学校との窓口役も担います。

上の図にお戻りください。このような活動は、学校や地域ごとにそれぞれ違いはございますが、学習支援だけではなく、例えば青のサークルのような環境整備、ピンク色の見守りの分野など、さまざまありますので、学習支援のサークルと同じようにそれぞれの分野に窓口役としてのコーディネーターを定めていただき、そのコーディネーターが中心となり、いろいろな活動主体が連携して協働できる体制を構築して、現在の支援活動で見受けられるような課題の解決に向けたきっかけづくりを目

指していくというふうに考えているところでございます。

さらにこのような活動を、さまざまな活動主体を俯瞰的に見た場合、図の緑のサークルのように、今度は目標を共有してそれぞれの活動をネットワークすることというのが重要になるのかなと考えています。そのためには、各分野で活躍する方が参加する連絡会の設置を予定しております。

一番下をごらんください。連絡会でございますが、目標を共有して、一緒にあって課題に取り組むための意見交換の場でございます。メンバーといったしましては、各分野のコーディネーターだけではなく、それぞれの分野で活動されている、活躍されている方であれば特に要件は不要で、これは地域や学校の実情に応じることが望ましいのかなと考えております。

このように連絡会を通じていろいろな方、多方面の方が参画して、さまざまな課題を共有しつつ、一方で、特定個人が抱えていた負担などもみんなで分担できるような仕組みとして築いていく予定でございます。

以上が、地域学校協働本部の概要でございます。

それでは、恐れ入りますがA4判の資料18をごらんください。今ご説明した協働本部について、区として明確に位置づけるための要綱を4月1日付で策定いたします。その他の項目では今後の実務的な内容も記載しておりますが、その趣旨といったしましては、今ご説明した内容でございます。また、別紙1として要綱の本文も添付してございますので後ほどご参照願います。

私からの説明は以上でございます。

岩佐教育長 それでは、本件について質疑をお願いします。

進藤委員 コーディネーターの件なんですけれども、教育委員会より委嘱の手続を行うと、学校から推薦されたというこの辺の範囲がちょっと、1つの学校にはコーディネーターの候補者がいっぱいいるかと思うんですよね。その辺の選別というか選考の基準というのはどんなものがあるんでしょうか。

池田地域教育課長 特段、選考の基準というのはございません。今まで学校もしくは地域で活躍されている方であれば、特段、要件は定めてございません。そのような方をご指定、ご委嘱いただければ、結果的に地域のため、学校のためになると思っております。

以上でございます。

眞貝委員 ウィークエンドスクールに関しましては、地域学校協働本部の中の位置付けを考えるんですか。それはまた別ですか。

池田地域教育課長 ウィークエンドスクールにつきましては、その協働本部の一部として考えていただければと思います。具体的にこの資料で言うと、ウィークエンドスクールなどは、子供たちの体験型もしくは実際に知的好奇心を養う学習支援の範疇になろうかと思いますので、黄色のカテゴリー、サービスにあたるのかなと思います。地域のためにご活躍されている団体の方ですので、学校とともに協働して地域をつくっていく体制のメンバーとして非常に重要で、欠かせない一角を担っています。

眞貝委員 地域学校協働本部に対しての予算付けの中でウィークエンドスクールも運営するということですか。

池田地域教育課長 今現在、予算上では、それぞれの活動に予算措置がされておりますので、ウィークエンドスクールとしての活動予算は別立てです。まとめるからといってウィークエンドスクールの活動自体を制約するものではございません。

岩佐教育長 よろしいですか。ほかには。もう一度、進藤委員お願いします。

進藤委員 コーディネーターは各学校に1名置くという、大体年間に会議の回数なんていふのは設定されていますか。予測されていますか。

池田地域教育課長 コーディネーターも含めた連絡会の活動開催回数というのは、特段、回数制限は設けてございません。必要に応じて、例えば学期ごとやイベントなど、何かの節目ごとにお集まりいただいて、学校と地域の方でいろいろな話をしていただくことになります。

岩佐教育長 続いて、橋本委員お願いします。

橋本委員 私は、これに関してはかなり思い入れがあったので、会議に参加をさせていただき、要望点を地域教育の方々にお願いをしました。多分わかりづらいかなとすごく思ったので、今までのデメリットがかなりあったことをもっと書いてほしいなと思ったんですね。どういうことかというと、学校の中でもこれはこの係、例えばPTAはPTAだけをやっている、町会の関係は町会の関係だけをやっている、ウィークエンドスクールはウィークエンドスクールだけをやっている。誰もそれを助けたり関与してたりできていないので、それをもっと大きな形からみんなが気軽に、ちょっとこっちを助けて、ちょっとこっちを手伝ってというのを言いやすくするためにこんな図をつくっていただいたんですが、まだち

よつと図が難しくて、あとコーディネーターの本当の役割って何というのがまだちょっと説明が不十分だと思うんですね。それをもう少し具体的に、もっとわかりやすく、コーディネーターはこんな人がこういうふうにやってほしいんすと、予算は、各個別の予算がさらに膨らんで大きくて、より使いやすくなりますとか、そういうことがもう少し文章的になつていただければうれしいなと思います。

まだ1年間かけてこれをやることですよね。だから、1年間の中で走り出して、さまざまな問題点、僕、まとめ役の会議は、最初は慣れないうちは3カ月に一遍ぐらいやれればいいかなと、それで町会の人を呼んで、学校の先生も入ってもらって、PTA会長も入ってもらってということで困ったことは何かないのというふうになつてくれれば、もう少し大きく膨らんでわかりやすくなつていくのかなと思っています。そういう手伝いをしていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

眞貝委員　　もう1つ。本当に基本的なことなんですけれども、地域学校協働本部の組織図をつくるとしたら、一番上はどうなるんですか。

池田地域教育課長　　組織図を仮につくった場合ですけれども、頂点にあるのは、連絡会になることが考えられます。協働本部をどのように運営していくかということに関しては、この連絡会のメンバーがそれぞれの活動、ウィークエンドの活動の方であつたりとか、町会の方であつたりとか、いろいろボランティアの活動をされている方、そういう方が集まって、資料にある緑の輪をイメージして、みんなで協力して学校のためにやつていこうという形態になるかと思います。

眞貝委員　　連絡会にしても、例えば会議を招集するに当たっては、校長の名前になるわけですか。

池田地域教育課長　　連絡会の取りまとめ役であります主任のコーディネーターが考えられます。

眞貝委員　　それをまず決めなきやいけない。

池田地域教育課長　　そうですね。いろいろ知見があつて、地域に思い入れがあつて、活動に熱心な方を主任として選出して、その方が中心となって、いろいろな分野の方の会議体である連絡会を形成していただいて、学校と連携した地域協力というのを進めていただくのがいいかなと思います。

岩 佐 教 育 長 鈴木委員いかがですか。何かありますか。

鈴 木 委 員 僕もよくわからないんですけど、とりあえずスタートしてうまくまとまればいいなと思いますが、その後、この主任コーディネーターを、各校のコーディネーターを集めて、また意見交換会みたいなのをやって、それぞれの学校のいいところを勉強するというようなことになっていくんでしょうか。

池田地域教育課長 資料18の2ページ目、こちらに今後のスケジュールで、5月25日、協働本部の運営委員会・研修会を予定しています。これは、協働本部がこれから立ち上がって、それに関与していただく方にお集まりいただき、意見交換する場を予定してございます。このような研修会をある程度回数を重ねて、かつ学校で連絡会というものの組織が少しずつ立ち上がってくる、そのころを見計らって改めてコーディネーターの方、もしくは主任コーディネーターの方を対象とした研修会もしくは意見交換会を開催していきたいなと思っております。

岩 佐 教 育 長 よろしいでしょうか。これからまさに学校支援地域本部の取り組みも学校とか地域でかなりそれぞれ差もあるところだと思うんですね。それが地域の協働本部に移行していくということで、言ってみれば実践しながらつくり上げていくような取り組みになっていくと思いますので、これからいい実践があったら教育委員会で報告、あるいは、場合によっては懇談か何かの機会をつくって委員の先生方からまたご意見をいただく時間をとったほうがいいのかなと思いますので、動かしながらいい情報提供をして報告をしていただければと思います。よろしくお願ひします。

それでは、よろしいでしょうか。本報告を終了いたします。

これより協議事項に入ります。協議事項1、江東区立学校教科用図書採択に係る基本方針についてを議題といたします。本案について事務局よりご説明願います。

伊 藤 指 導 室 長 それでは、江東区立学校教科用図書採択に係る基本方針についてご説明いたします。資料19をごらんください。

江東区教育委員会では、江東区立学校教科用図書採択につきましては、これまでも教育委員会の責任と権限のもと、適正かつ公正な採択を行つてまいりました。また、採択に向けて、例年、基本方針を定めていただいております。令和2年度は、令和3年度から中学校及び義務教育学校後期課程で使用する教科用図書の採択及び毎年行っております特別支援学級の教科用図書の採択を行っております。

それでは、基本方針の内容について説明いたします。適正な採択についてということで、江東区立学校で使用するにふさわしい教科書採択を

行う。十分な調査を行うため、採択資料作成委員会で調査・研究を行う。

公正の確保について。採択等の過程で知り得たことを外部に漏らさないよう、機密の保持に努める。教科書及び教師用指導書、その他教科書に類するものの配布を受けない。外部からの不当な影響に左右されないよう、過当な宣伝行為や物品の提供を受けない。この基本方針に基づき今後の採択にかかる実務を進めてまいります。

なお、教科書採択の詳細につきましては、4月の定例会でご協議いただく予定です。よろしくご協議のほどお願ひいたします。

岩佐教育長 本件について質疑をお願いします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 お諮りいたします。本案について、承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 ご異議ありませんので、これを承認いたします。

それでは、以上をもちまして令和2年第3回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。